

平成 23 年 12 月 22 日

各位

株式会社山田債権回収管理総合事務所
代表取締役 山田晃久

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 23 年 12 月 22 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記の通り一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 内部統制基本方針

当社は、次の社是、経営理念、経営方針を掲げ、すべての取締役、監査役及び従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべてのものを言います。）が、日頃の業務運営の基本方針としております。

当社は、この基本方針の下、業務の適正を確保する体制を整備すると共に、今後とも、内外の環境変化に応じ内部統制システムの一層の改善・充実を図ってまいります。

[山田債権回収管理総合事務所グループの社是、経営理念、経営方針]

I 社 是

1. 顧客への誠実な対応と奉仕の精神
2. 時代を先取りしたサービスの提供
3. 真に働きがいのある会社の実現

II 経営理念

1. 顧客第一主義
2. 共存共栄主義
3. 人材育成主義
4. 創造的開拓主義

III 経営方針

1. 企業価値向上のための経営資源の有効活用
2. 顧客ニーズへの対応力強化および収益力強化
3. 「山田ブランド」の確立
4. 内部管理体制の強化
5. コンプライアンスの徹底

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令・文書管理規程に基き、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）により適切に記録し、保存・管理しております。また、文書等の保存期間は文書管理規程に定めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程においてリスクごとに責任部署を定め、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部専門家の助言を得て迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

取締役会は毎月1回の定例取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営基本方針・戦略を始めとし、経営上重要な意思決定を機動的に行なっており、業績の進捗状況、業務の執行状況の効率性について報告されております。

すべての取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、中期計画及び単年度計画の目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

5. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ共通の社是、経営理念、経営方針に基き、代表取締役が繰り返しその精神を役職員へ伝え、また教育・研修を通して、法令及び定款等の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

コンプライアンス体制に係る規程と行動規範を制定すると共に、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化・徹底を図っております。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応することとしております。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の社是、経営理念、経営方針に基き、グループ全体の役職員が一体となってコンプライアンス体制を構築しております。

また、当社は、子会社に対し内部監査室による内部監査を実施し、その報告を受け

ると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、グループ全体として業務の適正を確保する体制を整備しております。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととします。同使用人の人事については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその報告を求めることが出来ることとしております。

また、監査役会は、代表取締役、内部監査室、監査法人とそれぞれ意見交換並びに連携を図り実効性を確保しております。

以上

制定 平成 18 年 5 月 10 日

改定 平成 22 年 12 月 16 日

改定 平成 23 年 12 月 22 日